

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

前回の門真市一般廃棄物処理基本計画は平成22（2010）年3月に改定し、それ以降、この計画に基づき、門真市（以下「本市」という。）ではごみの減量やリサイクル、適正処理に取り組んできました。

一方、国内では、循環型社会構築に向けた法制度等の基盤が着実に整備されるとともに、国連サミットで平成27（2015）年9月に採択されたSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の推進に代表されるように、地球温暖化防止の観点から、低炭素社会（※巻末資料5-4参照）の実現をめざす動きがますます活発となってきています。

本市でも令和2（2020）年3月に「門真市第6次総合計画」（※巻末資料5-2参照）を策定したところであり、同計画に定められる一般廃棄物部門の施策を実現する役割を持つとともに、循環型社会の構築、地球温暖化防止に貢献する計画の策定が求められています。

このような状況の中で、公衆衛生の確保、循環型社会の構築、低炭素社会の実現にも配慮して、門真市一般廃棄物処理基本計画の策定を行うものです。

【SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）】

平成27（2015）年9月にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

アジェンダには、持続可能な世界を実現するための令和12（2030）年までの国際的な共通目標として、17のゴール（目標）と169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が盛り込まれました。

わが国においても平成28（2016）年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」というビジョンを掲げました。

門真市一般廃棄物処理基本計画は、「目標3」、「目標11」、「目標12」、「目標13」、「目標14」、「目標15」、「目標17」に関連性のある計画となります。



図1 SDGsの17の目標

第2章 計画の性格と位置付け

- I. 本計画は、上位計画である「門真市第6次総合計画」（令和2（2020）年3月策定）の一般廃棄物部門の基本的施策を定めた計画であるとともに、廃棄物処理法（※巻末資料5-4参照）や循環型社会形成推進基本法（※巻末資料5-3参照）との整合性を保ちつつ、今後のリサイクル・ごみ処理に関して、ごみゼロ社会をめざし、一般廃棄物（※巻末資料5-1参照）の発生抑制、リサイクルの推進といった排出管理から、ごみやし尿等の収集・運搬、処理、処分までの一般廃棄物処理行政全般に係る基本方針を定めたものです。
- II. 本計画は、一般廃棄物処理実施計画、一般廃棄物処理施設整備計画の策定時の基本指針であるとともに、国・府や近隣市と広域的事業を実施する場合の指針となるものです。
- III. 本計画は、「門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例」と相互に補完しあいながら、今後、一般廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、適正な処理を実現していくものです。さらに、容器包装リサイクル法（※巻末資料5-5参照）、食品リサイクル法（※巻末資料5-3参照）、家電リサイクル法（※巻末資料5-2参照）等との整合性を図っています。
- IV. 本計画に基づき、市民・事業者・門真市の三者協働によるごみ減量化・リサイクルの展開、ごみゼロ社会をめざした一般廃棄物処理システムの構築、さらに、本市だけでは実現できない社会経済システムの改革に向けた種々の提案を外に向けて発信していく指針となるものです。

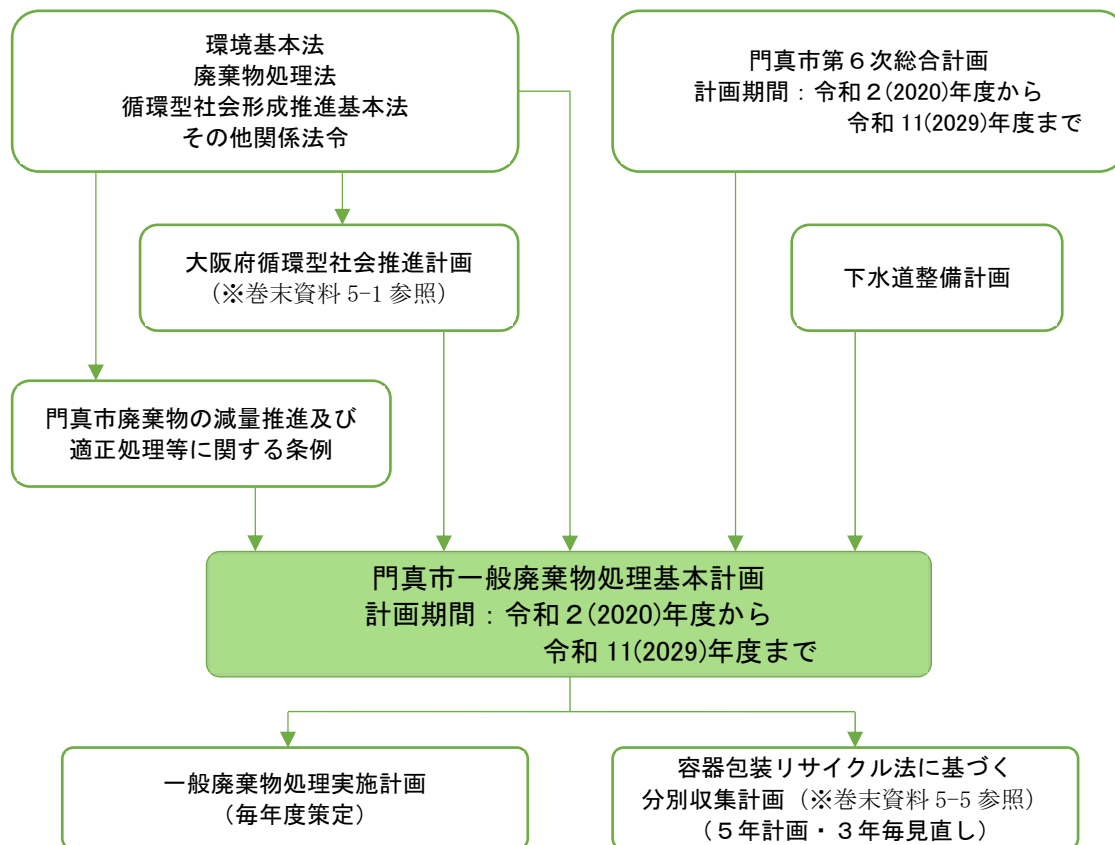


図 2 計画の位置付け

【参考】門真市第6次総合計画概要（一般廃棄物処理関連部分の抜粋）

○基本構想

策定年月：令和2（2020）年3月

計画期間：令和2年度（2020）年度～令和11年度（2029）年度までの10年間

将来像：『人情味あふれる！笑いのたえないまち 門真』

- 目 標：①出産・子育てがしやすく、子どもがたくましく育つまちの実現
 ②地域の中で生き活きと、健康で幸せに暮らせるまちの実現
 ③安全・安心で快適な住まいと環境のあるまちの実現
 ④誰もが活躍できる賑わいと元気あるまちの実現

人口展望：約105,000人（令和12年（2030年））、約94,000人（令和22年（2040年））

○基本計画

計画期間：令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）までの10年間

行政分野	基本施策
⑥環境分野	1 地球環境保全 2 生活環境保全 3 快適に暮らせる生活基盤の整備
⑧地域振興分野	3 安全・安心な暮らしを支える体制づくり
⑪危機管理分野	1 危機管理と災害時対策
⑫行政管理分野	4 公共施設の適正管理

注）本計画に関連のある項目のみ抜粋

第3章 門真市の概要

第1節 地理的、地形的特性

本市は大阪府の北東部、大阪市の中心部から10km以内に位置し、東西4.9km、南北4.3km、面積は12.30km²、標高は低く平坦地で、周囲は大阪市、守口市、寝屋川市、大東市と隣接しています。

公共交通は京阪電気鉄道をはじめ、大阪モノレールや大阪メトロ長堀鶴見緑地線、近鉄バス、京阪バス、コミュニティバスが通っており、幹線道路は国道163号、大阪中央環状線及び第二京阪道路が通っています。大阪モノレール、阪神高速淀川左岸線の延伸も決定しており、今後、更に交通利便性が向上します。

府内でも有数の交通環境に恵まれた都市であり、国道163号より北側の密集市街地をはじめ、ほぼ全域で市街地が形成されていますが、かつては水路が市域を縦横にめぐる水運に恵まれた穀倉地帯であり、現在も南部の市街化調整区域等には農空間が残されています。

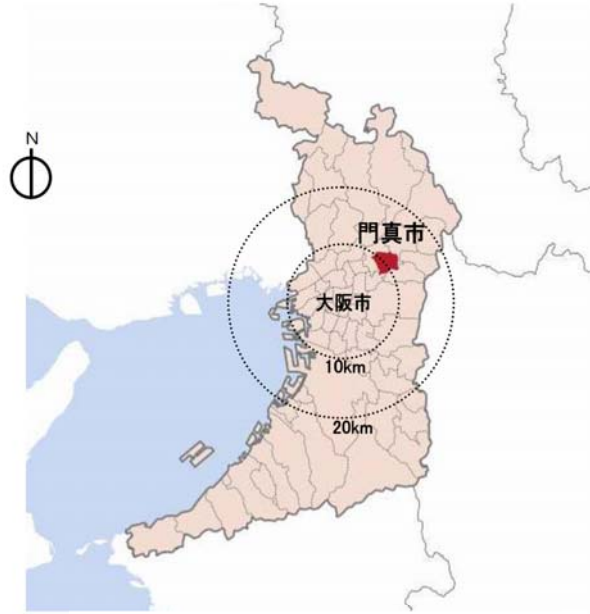


図3 門真市の位置



図4 市内の交通網

第2節 気候的特性

本市の気象は、東の生駒山系からのびる東部丘陵地帯と淀川流域を中心に京都までのびた平坦地帯にあり、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため、比較的温暖です。

平成29（2017）年度～平成30（2018）年度の月別平均気温及び月別降水量は下図のとおりです。

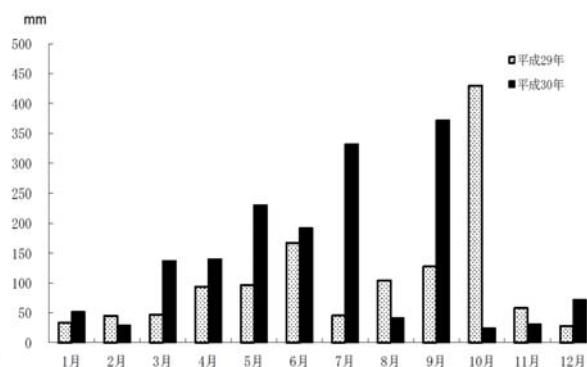
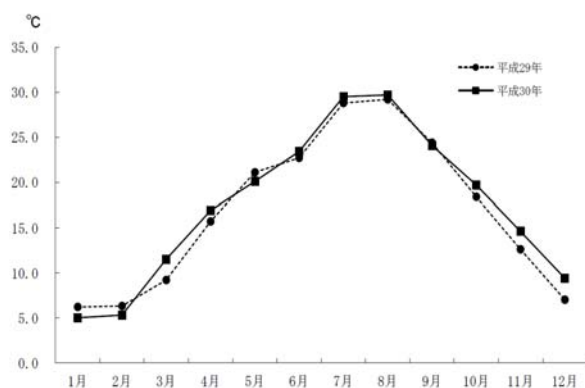


図5 月別平均気温

出典) 門真市統計書 (平成30 (2018) 年版)

図6 月別降水量

第3節 人口

本市の人口は減少傾向にあり、平成30（2018）年度の総人口は122,299人であり、平成21（2009）年度と比べ、この10年間で約7%減となっています。平成27（2015）年3月に改定された門真市第5次総合計画においては、平成31（2019）年度末の推計人口を125,000人と設定していますが、平成30（2018）年時点で若干割り込んでいる状況です。

世帯数は増加傾向にあり、平成30（2018）年度の世帯数は約62,000世帯であり、平成21（2009）年度と比べ、この10年間で約2%増となっています。しかし世帯人員は少子化を背景として減少傾向にあり、平成30（2018）年度の平均世帯人員数は1.97人となっています。

本市は近年高齢化率が急激に上昇する傾向にあることから、バランスの良い年齢構成とすることが課題です。そのために、高齢者が生きがいを持って健康に暮らせるとともに、子育て世代の人々が安心して産み育てることができる環境をつくり、将来を担う子どもたちがいつまでも門真に住み続けたいと思う元気で発展するまちをつくることをめざしています。

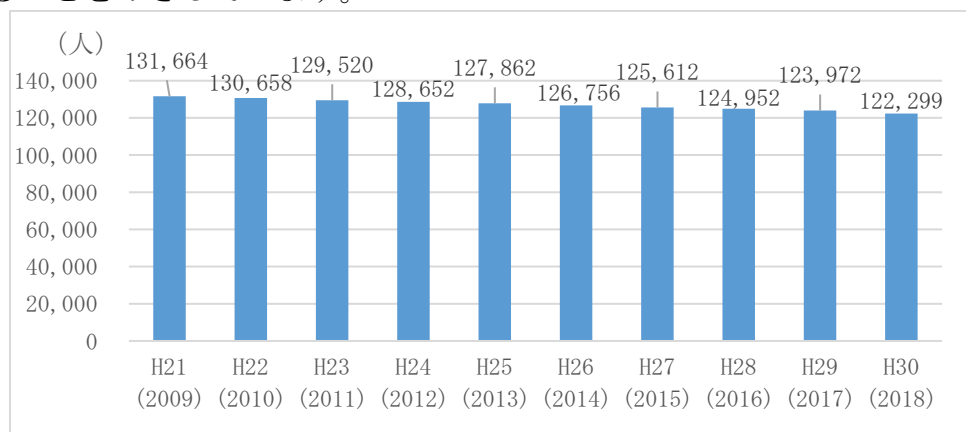


図7 人口推移

注：各年度の数値は10月1日現在の数値。平成30（2018）年度のみ年度末の数値である。

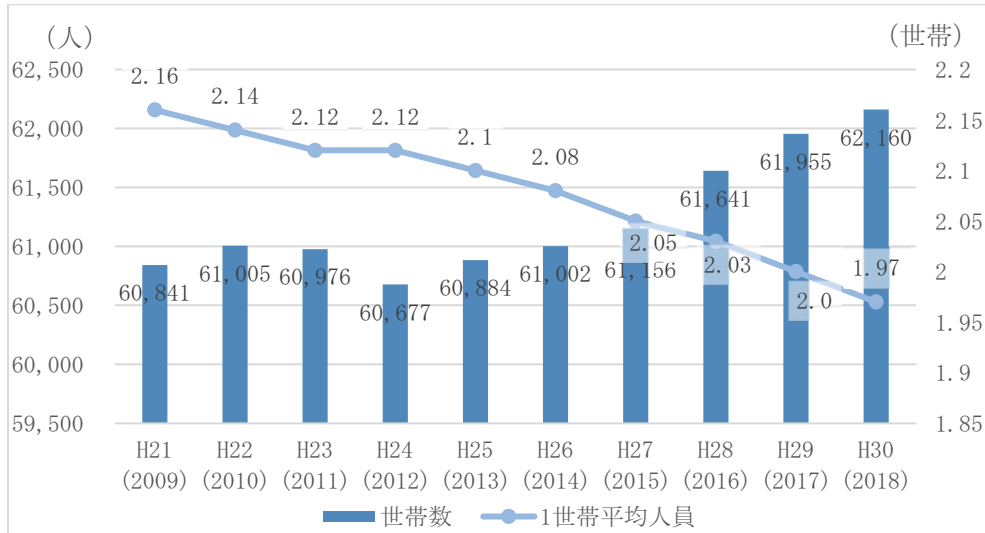


図 8 世帯数と1世帯平均人員の推移

注：各年度の数値は10月1日現在の数値。平成30（2018）年度のみ年度末の数値である。

第4節 産業

本市の事業所数は、平成28（2016）年度時点で5,462事業所であり、平成21（2009）年度より約900事業所減っています。従事者数は平成28（2016）年度時点で65,823人であり、平成21（2009）年度より約14,000人減っています。

平成28（2016）年度時点の事業所の産業割合について、上位5つの業種は、卸売業・小売業が20.4%、宿泊業・飲食サービス業16.4%、製造業13.6%、医療・福祉9.2%、生活関連サービス業・娯楽業8.7%となっています。

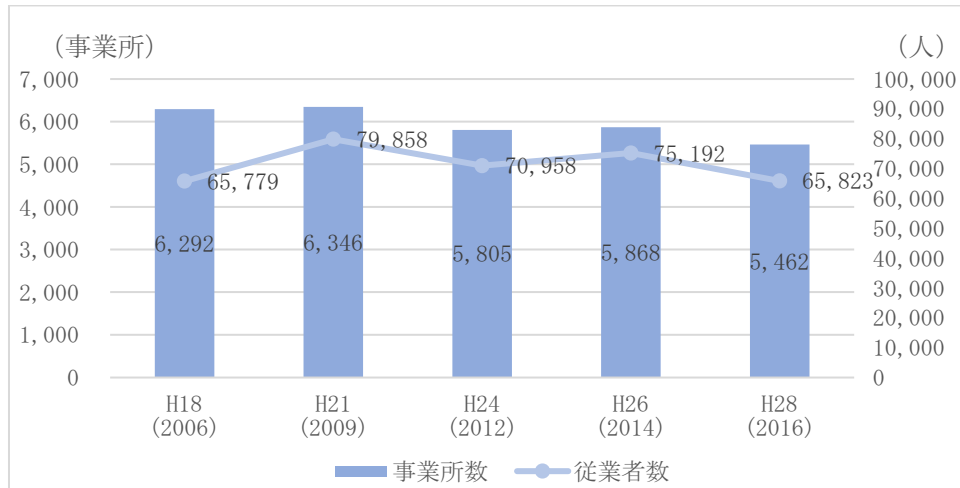


図 9 事業所数・従業者数の推移

出典：平成18（2006）年は事業所・企業統計調査、平成21（2009）年及び平成26（2014）年は経済センサス - 基礎調査、平成24（2012）年及び平成28（2016）年は経済センサス - 活動調査をもとに作成しているが、各調査は調査対象等が異なるため、単純比較はできない。

第4章 計画目標年度

本計画は、令和2（2020）年度を初年度、5年後の令和6（2024）年度を中間目標年度とし、10年後の令和11（2029）年度を最終目標年度としますが、計画期間内でも、社会経済情勢、関係法令や諸制度等が大きく変化した場合は、必要に応じて計画を見直します。